

結核病床の取り扱いについて

○結核病床については、協定締結の対象外とされていたが、今般、厚生労働省の方針が見直され、以下のとおり、協定締結の対象とすることとされた。

○**結核病床については、協定締結の対象となる病床とすることとし、この場合、結核病床のうち、新興感染症患者を受け入れる確保病床数は、目標値に含めることができ、流行初期医療確保措置の基準の確保病床数に含めることができることとします。**

※結核病床は、結核患者の入院医療を担うために確保されているものであり、基本的にはその目的のために使用するものです。新型コロナ対応では、医療法施行規則第10条ただし書に規定する臨時応急の対応として、感染症患者を感染症病床以外の病室（一般病床や結核病床等の病室）に入院させることを認めていたところであり、同様の事態が発生した場合には、同様に、感染症病床以外の病室に入院させることが可能となるよう措置を行うことを想定し、都道府県の判断において、新興感染症発生時にも結核医療との両立が図れること等を確認した上で、協定の対象病床としても差し支えないものとします。なお、結核患者が減少した場合は、結核病床の協定を見直す等、不必要に結核病床を維持するようなことのないよう十分なご配慮をいただきたい。

○医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）

第十条 病院、診療所又は助産所の管理者は、患者、妊婦、産婦又はじよく婦を入院させ、又は入所させるに当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、第一号から第四号までに掲げる事項については、臨時応急のため入院させ、又は入所させるときは、この限りでなく、また、第四号に掲げる事項については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十六条の二第一項の規定による通知（同項第一号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）又は同法第三十六条の三第一項に規定する医療措置協定（同号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）に基づく措置を実施するときは、この限りでない。

一～三 （略）

四 感染症患者を感染症病室でない病室に入院させないこと。

五～七 （略）